

令和3年度大分県業務改善奨励金支給要綱

(趣旨)

第1条 知事は、中小企業事業者の経営改善や労働者の所得向上等を図るため、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営状況にある中小企業事業者が、使用する労働者の下限の賃金額（以下「事業場内最低賃金」という。）を引き上げ、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）又は（業務改善助成金特例コース）（以下「助成金」という。）を受給した場合に、この要綱に定めるところにより、大分県業務改善奨励金（以下「奨励金」という。）を予算の範囲内で支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業事業者」とは、厚生労働省の中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱第2条又は中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）交付要綱第2条に該当する事業者をいう。

(支給対象事業者)

第3条 奨励金の支給対象とする中小企業事業者（以下「支給対象事業者」という。）は、次の各号を全て満たす事業者とする。

(1) 大分県内に事業場があること

(2) 令和3年7月から令和4年3月の間のいずれかの月（以下「対象月」という。）の月間事業収入が、平成31年から令和3年のうちから、任意で選択した年（以下「基準年」という。）の同月と比較して、30%以上減少していること

ただし、助成金特例コースの交付対象事業者にあっては、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金特例コース）交付要綱第4条第1項第1号のアに規定する要件に該当することをもって、対象月の月間事業収入が基準年の同月と比較して、30%減少しているとみなす

(3) 令和3年7月16日から令和4年3月31日（特例コースは令和4年7月29日）の間に大分労働局に助成金の交付申請を行い、その交付額確定の通知を受けていること

2 支給対象事業者が法人であり、次のいずれかに該当する場合は、前項第2号に規定する月間事業収入の比較算定方法について、各号に定める特例の算定方法を用いることができる。

(1) 平成31年1月から令和3年6月までの間に設立した場合（新規開業特例）は、法人を設立した年を基準年とした上で、対象月に月間事業収入が、基準年の月平均事業収入を比較して、30%以上減少していること

(2) 令和元年7月以降に合併した場合（合併特例）は、合併後の法人における対象月の月間事業収入が、合併前の各法人における基準年の同月の月間事業収入の合計と比較して、30%以上減少していること

(3) 連結納税を行っている場合（連結納税特例）は、各法人で前項第2号に規定する月間事業収入の比較算定方法を用い、各法人において30%以上減少していること。この場合、30%以上減少している法人ごとに、前項第2号に該当すること

- (4) 令和元年7月以降に個人事業者から法人化した場合（法人成り特例）は、法人化後の法人における対象月の月間事業収入が、法人化前の個人事業者における基準年の同月の月間事業収入と比べて30%以上減少していること。ただし、令和元年から令和3年各年の7月から各年の翌年3月の間に法人化した場合、法人化した月の月間事業収入は、法人化前の個人事業者と法人化後の法人の月間事業収入の合計を用いること。また、令和4年4月以降に法人化した場合は、対象月の月間事業収入は、法人化前の個人事業者の月間事業収入を用いること。なお、令和元年7月から令和3年6月までの間に法人化した場合は、新規開業特例を選択することもできる。
- (5) 特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）及び公益法人等（法人別法別表第二に掲げる公益法人等）に該当する法人の場合（NPO法人・公益法人等特例）の事業収入は、寄付金、補助金、助成金、金利等による収入等、株式会社で営業外収入（以下「寄付等」という。）を除き、法人の事業活動によって得られた収入（国及び地方公共団体からの受託事業による収入や会費収入を含む。）のみを対象とし、前項第2号に規定する月間事業収入の比較算定方法を用い、30%以上減少していることとする。ただし、特定非営利活動法人のうち、寄付等が事業活動と密接に関係しており、計上利益額の50%以上である場合は寄付金、助成金、補助金による収入を事業収入含めることができる。また、月次の事業収入を確認できない場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受ける前の事業年度（対象月の属する事業年度の1事業年度又は2事業年度前から選択する。以下「基準年度」という。）の月平均事業収入と対象月の事業収入を比較することとする。なお、平成31年1月から令和3年6月までの間に公益法人等を設立、NPO法人にあっては設立の認証を受けた場合であって、設立した事業年度を基準年度とする場合には、基準年度の年間事業収入を基準年度の設立後月数で除して得た額と対象月の月間事業収入を比較することとする。
- 3 支給対象事業者が個人事業者であり、次のいずれかに該当する場合は、第1項第3号に規定する月間事業収入の比較算定方法について、各号に定める特例の算定方法を用いることができる。
- (1) 平成31年1月から令和3年6月までの間に開業した場合（新規開業特例）は、対象月に月間事業収入が、基準年の月平均事業収入を比較して、30%以上減少していること
- (2) 令和元年7月以降に事業承継を受けた場合（事業承継特例）は、事業承継を受けた者の対象月の月間事業収入が、承継前の者の基準年の同月の月間事業収入と比較して、30%以上減少していること。ただし、令和元年から令和3年各年の7月から各年の翌年3月の間に事業承継を受けた場合、事業承継した月の月間事業収入は、承継前の者と承継を受けた者の月間事業収入の合計を用いること。また、令和4年4月以降に事業承継を受けた場合は、対象月の月間事業収入は、承継前の者の月間事業収入を用いることができる。なお、令和元年7月から令和3年6月までの間に法事業承継を受けた場合は、新規開業特例を選択することもできる。
- (3) 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動から主たる収入を得ている場合（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者に関する特例）は、業務委託契約等収入が、確定申告書第一表に掲げる「収入金額等」の欄（「総合譲渡」、「一時」を除く。）のうち、「雑業務」、「雑 その他」及び「給与」の欄に含まれる「業務委託契約等に基づく事業活

動からの収入」がそれぞれの収入区分（ウ～ケ）の中で最も大きく、確定申告書第三表に記載される収入金額（譲渡所得、退職所得の収入を除く。）に、地形活動からの収入が含まれる「雑 業務」、「雑 その他」及び「給与」の収入よりも大きいものはない主たる収入であり、対象月の業務委託契約等収入が、基準年の月平均の業務委託契約等収入と比較して、30%以上減少していること。

- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは支給対象外とする。
- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 政治活動及び宗教活動を目的とする団体

（支給額）

第4条 奨励金の支給額は、次の各号で算出された額を合算した額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、各号でこれを切り捨てたうえで合算した額とする。

- (1) 助成金における対象経費支出額から助成額を減じて得た額と、別表第1第4欄に定める各助成金コース区分の上限額とを比較し、少ない方の額を支給額とする。
- (2) 助成金の交付申請にあたって、社会保険労務士等に、就業規則その他これに準ずるものに引上げ後の事業場内最低賃金を定めるために係る報酬を支払った場合や、助成金交付申請手続きに係る報酬を支払った場合は、その報酬額の実支出額と別表第2第2欄に定める上限額とを比較し、少ない方の額を支給額とする。

（助成金交付決定報告）

第5条 奨励金の支給を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、令和4年10月31日までに、助成金交付決定報告書（第1号様式）又は助成金特例コース交付決定報告書（第1号ー2様式）（以下「交付決定報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) 助成金交付決定通知書の写し
- (2) 助成金交付申請書及び添付した国庫補助金所要額調書及び事業実施計画書の写し
- (3) 助成金交付申請書に添付した事業活動の状況に関する申出書の写し及び申出書に添付したA欄からC欄の数値を証する書類の写し（特例コースの場合のみ）
- (4) 中小企業法人等の履歴事項全部証明書（個人事業者にあつては本人確認書類）の写し
- (5) 基準年の確定申告書類の写し（特例コースの場合は不要）
- (6) 対象月の売上台帳等の写し（特例コースの場合は不要）
- (7) 助成金交付申請手続きに係る社会保険労務士等への報酬金額が確認できる契約書等の写し
- (8) 誓約書（第2号様式）
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 第3条第2項及び第3項の各号に定める特例の算定方法を用いた申請事業者にあつては、知事が別に定める必要書類を第1項に定める添付書類とともに提出するものとする。

3 第1項の規定による交付決定報告書の提出にあつては、当該奨励金に係る消費税及び地方

消費税（以下、「消費税等」という。）仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して報告しなければならない。ただし、報告時において当該奨励金に係る消費税等仕入控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

（支給の申請）

第6条 申請事業者は大分労働局に助成金の実績報告を提出し、大分労働局長からの交付額確定の通知があった日から令和4年12月28日までに、大分県業務改善奨励金支給申請書兼請求書（第3号様式）（以下「支給申請書兼請求書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- （1）助成金交付額確定通知書の写し
- （2）助成金実績報告書及び報告書に添付した国庫補助金精算書、事業実施結果報告書の写し
- （3）助成金交付申請手続きに係る社会保険労務士等への報酬額が確認できる領収書又は請求書の写し
- （4）その他知事が必要とする書類

（支給の決定等）

第7条 知事は、前条の規定により申請事業者から支給申請書兼請求書の提出があったときは、内容を審査の上、奨励金を支給すべきと認めた場合は、すみやかに支給の決定をし、申請事業者に通知するものとする。

- 2 支給の決定の通知は、申請事業者が指定した口座への入金をもって行ったものとする。
- 3 第5条第3項ただし書きの規定により助成金交付決定報告書を提出した場合は、第6条の規定による支給申請書兼請求書の提出時に、当該奨励金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを奨励金額から減額して支給申請すること。奨励金の支給決定後に消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（支給申請時に減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を奨励金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第4号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（助成金の交付決定取消、返還命令に係る報告）

第8条 奨励金の支給を受けた事業者は、助成金の交付決定の取消や返還命令があった場合は、速やかに知事に報告しなければならない。

（支給決定の取消）

第9条 知事は、奨励金支給決定事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）助成金の交付決定の取消や返還命令があったとき

(2) 偽りその他不正な手段（詐欺、脅迫、贈賄等刑法（明治40年法律第45号）各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。以下「不正受給」という。）により奨励金の支給を受け、又は受けようとしたとき

(3) 第2条から第3条までの要件を満たさないことが判明した場合

(奨励金の返還)

第10条 知事は前条の規定により奨励金の支給決定を取り消した場合において、既に奨励金支給決定事業者に奨励金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(不正受給した場合の措置)

第11条 奨励金の不正受給を行った事業者については、事業場の名称、代表者職氏名、所在地、不正の内容等を大分労働局等関係機関に情報提供するものとする。

(奨励金の経理等)

第12条 奨励金の支給を受けた事業者は、奨励金にかかる収支に関する帳簿及び関係書類を奨励金の支給を受けた日に属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第13条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

2 第5条に定める助成金交付決定報告、第6条に定める支給の申請については、郵送のほか、電子申請で行うことができる。なお、電子申請による場合は、第1号様式から第3号様式は、その内容を入力したデータで提出することができる。

附 則

この要綱は、令和3年度9月補正予算に係る中小企業等業務改善緊急支援事業から適用する。

別表第1

助成金 コース 区分	支給対象 事業者 (第1欄)	事業場内 最低賃金の 時間給相当額 の引上げ額 (第2欄)	賃金引上げ 労働者数 (第3欄)	奨励金 上限額 (第4欄)	奨励金 支給額 (第5欄)
20円 コース	以下の要件を満たす事業場 ①大分県内に事業場があること ②令和3年7月から令和4年3月の間のいずれかの月の月間事業収入が、平成31年から令和3年のうちから、任意で選択した年の同月と比較して、30%以上減少していること ただし、特例コースの場合は、中小企業最低賃金引上げ対策補助金(業務改善助成金特例コース)交付要綱第4条第1項第1号のアに規定する要件に該当していること ③令和3年7月16日から令和4年3月31日(特例コースは令和4年7月29日)の間に大分労働局に助成金の交付申請を行い、その交付額確定の通知を受けていること	20円以上	1人	50千円	助成金における対象経費支出額から助成金額を減じて得た額と第4欄の額とを比較して少ない方の額を支給額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
2～3人			75千円		
4～6人			125千円		
7～9人			175千円		
10人以上			200千円		
30円 コース		30円以上	1人	75千円	
2～3人			125千円		
4～6人			175千円		
7～9人			250千円		
45円 コース		45円以上	10人以上	300千円	
			1人	112千円	
			2～3人	175千円	
			4～6人	250千円	
60円 コース		60円以上	7～9人	375千円	
			10人以上	450千円	
			1人	150千円	
			2～3人	225千円	
90円 コース		90円以上	4～6人	375千円	
			7～9人	675千円	
			10人以上	1,125千円	
	1人		225千円		
	2～3人		375千円		
特例 コース	30円以上	4～6人	675千円		
		7人以上	1,500千円		
		1人	100千円		
		2～3人	166千円		
			4～6人	233千円	
			7人以上	333千円	

別表第2

奨励金支給対象経費 (第1欄)	奨励金支給額 (第2欄)
助成金交付申請手続きや賃金引上げ時の事業場内最低賃金を定める就業規則の改正等に係る社会保険労務士等への報酬	報酬額の実支出額と次の上限額とを比較して少ない方の額を支給額とする。年間契約を行っている場合は、業務改善助成金の申請手続きを依頼したことで、増加した金額を報酬額の実支出額とする。 ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 上限額 100千円